

平成23年度

第37回埼玉県景観審議会

平成23年5月17日（火）

埼玉県都市整備部田園都市づくり課

午後 2時00分 開会

○(司会)大槻副課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

私は、本日司会を務めさせていただきます田園都市づくり課の大槻と申します。何とぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、開会に先立ちまして、今回は平成23年度最初の埼玉県景観審議会でございます。そのため、埼玉県都市整備部田園都市づくり課の井上課長よりごあいさつさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○井上課長 皆さん、こんにちは。埼玉県都市整備部田園都市づくり課長の井上でございます。昨年度から引き続き、また今年もよろしくお願ひいたします。

今年度初めての景観審議会ということでございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙中のところこの審議会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。また、埼玉県の景観行政に対する日ごろのご指導、ご鞭撻に対して心から御礼を申し上げます。

さて、昨年度でございますが、本審議会のご尽力によりまして、まず屋外広告物のほうの許可基準を改正することができました、第1回ですね。第2回ということで、今度埼玉県初の景観重要建造物の指定ということで、これも皆様のいろいろな活発なご意見をいただきまして、指定までにこぎ着けた次第でございます。また、公共事業専門家アドバイスにおかれましては、埼玉県庁の中庭の芝生広場ということで、いろいろアドバイスをいただきまして、今年度実施計画、この秋には着工ということになっております。さまざまなアドバイスをいただきまして、まことにありがとうございました。

そこで、また思うに、昨年ちょうど2月17日に第2回の審議会、知事公館のほうでやったわけでございます。景観重要建造物につきましてということで、ちょうど知事に対する報告が3月11日11時30分で行われました。そこで知事に報告をして、知事のほうから、こういう景観のいろいろな指定もいいんだけど、点だけではだめなんですよと。点から線、線から面へというところで、いろいろ建築単体ではなくて、周りとの調和をあるいはもっと面的な広がりを持ったことにしてほしいと、そんなご指摘を受けたわけでございますが、ちょうどその午後2時45分に、ご承知のとおり東日本大震災がございまして、それから我々も、都市整備部はさいたまスーパーアリーナも管轄しているものですから、双葉町などの福島県の方々の受け入れということで、我々もそれから昼夜出払うということになりまして、結果的

には3月いっぱいはいアリーナのほうにかかりっきりで、ちょうど人事異動内示で前の恩田副課長とか異動したんですけれども、通常のそういった年度末ではなくて、全員がそろわないまま、年度末それから4月1日を迎えたという、ちょっとこれまでなかったような異常な状態、非日常的な状態で新年度を迎えまして、またこの新メンバーでやっていくということになっております。

そうした震災ということを考えますと、亡くなられた方などへのご冥福をお祈りするとともに、一日も早い復興・復旧ということで、我々もいろいろとお手伝いできることはやっていかなきゃいけないというところでございまして、このメンバーの中でも、これから福島県のほうの災害の査定業務あるいは仮設住宅の建築のいろいろな、恐らくということで、この年度の中で若い人を中心に行くようになるかと思いますが、そうした中で、景観行政というものをこれから推進していくということでございまして、今年度につきましては、県北エリアの産業基盤整備、当課の景観担当ともう一つ産業基盤整備担当というものを持っておりまして、現在圏央道沿線ということで産業基盤整備を進めておるわけですが、これを県北エリアに広げようということでございまして、それに伴いまして景観計画の変更を検討しております。それについて本日ご審議いただくということでございます。

また、昨年度から景観行政というものをいろいろと見直しを行ってございまして、やはり県の役割というものをいろいろ考えて、重点的に取り組むべきプロジェクト、これにシフトしていこうというふうな形に考えてございまして、それも事務局のほうから報告があると思えます。本日ご報告させていただきたいと思えます。

それでは、今後とも、本県の景観行政のほうにご指導、ご鞭撻を賜って、埼玉県のよりよい景観形成というものにいろいろと委員の皆様にはご尽力をいただきたいと思えますので、本日はどうぞよろしく願いいたします。

なお、この場をおかりしまして、今年度の事務局職員をご紹介させていただきます。

まず初めに、田園都市づくり課副課長の大槻でございます。

○大槻副課長 大槻です。よろしく願いいたします。

○井上課長 続きまして、田園都市づくり課主査の持斎です。

○持斎主査 持斎でございます。今年もよろしく願いいたします。

○井上課長 同じく主任の下でございます。

○下主任 下でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○井上課長 同じく主任の毛須でございます。

○毛須主任 毛須でございます。今年度もよろしくお願ひいたします。

○井上課長 以上でございます。皆様、今年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

○（司会）大槻副課長 それでは、ただいまから第37回埼玉県景観審議会を開催いたします。

本日は、委員15名のうち、現在10名のご出席をいただいております。委員の皆様の過半数が出席しておりますので、埼玉県景観審議会規則第5条第2項により、本日の審議会が成立しますことをまずご報告させていただきます。

これより埼玉県景観審議会規則第5条第1項により、八代会長に議長となつていただき、議事の進行をお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○八代議長 本日もよろしくお願ひいたします。

まず、議事を進める前に、埼玉県景観審議会規則第9条第2項の規定に基づきまして、本日の議事録にご署名いただく委員につきまして、堀委員、高橋委員にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、審議に先立ちまして、会議の公開についてご意見をお伺ひします。

埼玉県景観審議会規則第8条には、「審議会の会議は公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができる」となつております。この件につきまして事務局から説明がございます。

○大槻副課長 事務局から説明させていただきます。

通常、埼玉県景観審議会規則第8条に基づいて原則公開という形でやらせていただいているんですが、今回の議題1、埼玉県景観計画の変更につきましては、県の施策に基づいて新たにまた同じような規制をしようというような形になっておりまして、元になっている誘致施策がまだ表に発表になっておりません。そのために、埼玉県情報公開条例の第10条第1項第4号に、「県の内部における審議に関する情報であつて、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるものにつきましては、非公開とすることができる」ということがございまして、それに伴ひまして、今回はできればこの議題1、（1）埼玉県景観計画の変更については非公開にさせていただきます。先生方のご意見を伺うものでございます。何とぞよろしくお願ひいたします。

○八代議長 ということで、今回、内容につきまして本日の審議会、非公開とすることについて、ご意見ございますか。

よろしいでしょうか。

(「ございません」と呼ぶ者あり)

○八代議長 それでは、次第に従い議事を進めてまいります。

資料を配付してください。

---

議題1 非公開

---

○八代議長 それでは次に、報告事項に移らさせていただきます。

事務局のほうからお願いいたします。

それでは最初に、報告事項の(1)今後の埼玉県の景観行政の取り組みについて、事務局より説明をお願いいたします。

○持斎主査 景観屋外広告物担当主査の持斎でございます。

年度が変わりまして最初の審議会でございますので、本日は私のほうから、県の景観屋外広告物担当として現在行っております取り組み全体につきまして、その概要を皆様にご紹介したいと思います。

座ってご説明させていただきます。

景観審議会では、景観計画の策定や公共事業の景観形成指針の運用あるいは彩の国景観賞の実施などにつきまして、これまで皆様に多くの議論をいただいておりますが、このほかにも田園都市づくり課ではさまざまな景観の取り組みを行っておりますので、ご紹介するものでございます。

お手元の資料5というA4横の1枚ペーパーをごらんいただきたいと思います。

まず、県の景観行政の役割の一つに、市町村域を超えた広域計画の保全と創出というテーマがございますが、田園都市づくり課ではこれまでにその幾つかのテーマで広域的な景観形成に取り組んでまいりました。

まず、一番上に記載しておりますのが、平成20年度から取り組んでおります新河岸川の広域景観形成でございます。

これは、かつて舟運で栄えました新河岸川流域の景観を守り創造していくことを目的として実施しているものでございます。

これまでには、沿川の6市町が関連しているんですけども、沿川のNPOの方々と一緒に川歩きをしたり、あるいは写真のような船下りをしたりなど、勉強会、イベントをやってきました。その成果として、今皆様のお手元に配付されております新河岸川景観サイクリングマップというカラー刷りの冊子がございます。これを作成して、地元の住民の方々にNPOや自治体を通して配布しております。また、昨年11月には、このマップを使ったイベント

として、そのNPOが主体となったサイクリングイベントを実施いたしまして、実際に沿川を自転車で何十人かで走りまして、走った後に、体育館を使いまして流域全体の大きな書き込みのマップを作成するなどのワークショップも実施したところでございます。この作成に携わり、また、一緒に勉強してまいりましたNPOの方々につきましては、現在「新河岸川広域景観づくり連絡会」という組織をつくりまして、今後も継続的に新河岸川の景観啓発のイベントを実施していく予定でございます。

また、昨年度につきましては、景観審議会でのご審議を経まして、ふじみ野市の福岡河岸記念館を県の景観重要建造物として指定いたしました。今後も、流域におけます景観協議会の組織化でありますとか、あるいは新河岸川自身を県の景観重要公共施設として指定したり、あるいは流域における、特に景観上重要な地区の景観地区指定の取り組みを検討していくなど、景観法を活用したプロジェクトの展開を考えているところでございます。

それから、2番目が、昨年度から取り組んでおります歴史のみち景観形成事業でございます。

このプロジェクトにつきましては、県内の旧街道や旧宿場町、城下町、こういった歴史的な拠点や軸を明確にいたしまして、そこで埋もれている歴史的景観資源を発掘して、また、保全・活用していくというようなことを目的として実施しているものでございます。

昨年度、前回の審議会でもご紹介いたしました、緊急雇用事業を活用いたしまして、県の景観整備機構である埼玉県建築士事務所協会に業務委託いたしまして、今、黒表紙の成果を回覧で回しておりますが、県内61カ所の旧宿場町、城下町の歴史的景観資源の調査を実施いたしました。その結果、2,165件の景観資源を抽出いたしたところでございます。景観資源としては、寺社とか古い建築物を中心に、蔵でありますとかあるいは石碑、石垣、路地や板塀、樹木、水路など、多様な景観資源を抽出いたしました。このデータにつきましては、各自治体でとり行います景観施策の基礎資料として役立てていただきますとともに、そのデータを一部削除・修正したものを公開版として公開していくことを予定しております。

また、今後の歴史のみちプロジェクトの進め方でございますが、まず一つは、去年の調査の成果を活用した宿場の町歩きイベントを景観整備機構等とタイアップしながら進めてまいりたいと考えております。また、もう一つは、個別の幾つかの宿場町のエリアにおきまして、景観重要建造物等の指定でありますとか、景観地区等の面的なルールづくりの策定を支援していきたいと考えております。これらにつきましても、現在、景観整備機構とモデルとなる地区選定の調整を行っているところでございます。

それから、3番目でございますが、誇れる住まい景観形成、これについても昨年度から取り組みをスタートいたしまして、昨年度につきましては、前回の審議会でも、これもご報告させていただいたところでございますが、吉川市内におきまして県内で初の事例となる景観協定を認可いたしました。吉川市内のオレンジ吉川美南地区というところでございますが、昨年度協定いたしましたオレンジ吉川美南地区では、屋根を勾配屋根とする、建物の色彩は、景観計画では一般住宅は対象になっていないんですけれども、一般住宅でも景観計画に適合するものとする、あるいは、各戸の協定樹木と協定緑地というのがあるんですが、それらを協定者全員の負担金により維持管理する、屋外広告物は設置禁止とします、地域の照明は各戸の敷地に設置する常夜灯としますよと、そういった内容を盛り込んでいる景観協定を昨年度認可したところでございます。

今後、プロジェクトでは、景観協定の普及促進を県内の自治体に対してお願いする予定でございます。今年度は、本県の景観行政団体等が構成する勉強会がありまして、景観行政施策研究会と申し上げるんですが、これを活用する形で景観協定策定のマニュアルづくりをしていく予定でございます。

それから、上から4番目の県全体の規制誘導に関しまして、これまでもこの部分につきましては、景観審議会において多くの委員の皆様のご協力をいただいていたところでございます。平成19年に埼玉県景観計画を策定して以来、平成21年には公共事業の景観形成指針を策定いたしまして、専門家アドバイスの実施とともに、公共事業の景観形成に関する講演会なども開催してまいりました。また、昨年度は、屋外広告物の許可基準の見直しに伴いまして、用途地域外の野立て看板に対する色彩制限の導入などを実施したところでございます。今年度につきましては、先ほどの議題でもご説明申し上げたとおり、圏央道以北地域の産業地誘導基本方針策定に合わせまして、埼玉県景観計画の変更を予定しております。

最後に、景観の普及啓発についてでございます。

我々のこれまで実施してまいりました普及啓発につきましては、彩の国景観賞や景観アドバイザー制度がございまして、委員の皆様にも大変多くのご協力をいただきました。彩の国景観賞につきましては、これは昭和62年から24回続けてまいりましたが、四半世紀という長い年月を経て県民の皆様のご関心というのが次第に薄れつつあるところでございまして、より効果的な県の景観形成の普及啓発のあり方というのを今後検討していく必要があると考えております。景観賞の取り扱いにつきましては、次の報告について詳しい説明をさせていただきたいと思っております。

以上、非常に簡単ではございましたが、県の景観形成の取り組みについてご紹介をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○八代議長 ただいま事務局から説明がありましたが、質疑等ございましたらお願いいたします。

次の報告事項の景観賞の休止というのがありますけれども、その前段的なことだとは思いますが、何かご質問等ありましたら、よろしいですか。

それでは、質疑がございませんので、続きまして、報告事項の2、彩の国景観賞の休止について事務局より説明をお願いいたします。

○下主任 失礼して、座って説明させていただきます。

では、彩の国景観賞の休止について、資料6をごらんください。

まず、景観賞の概要についてですが、この景観賞は、良好な景観形成に対する県民意識の高揚を図るとともに、本県の美しい景観づくりに寄与することを目的として、建築物や工作物、街並み等を表彰してまいりました。昭和62年から実施いたしまして、昨年度、平成22年度で24回開催されておりました、受賞作品の総数は245件となっております。平成18年度までは実行委員会が主催しておりましたが、19年度からは県の単独事業で行っておりまして、それまで実行委員会のメンバーであった団体は後援に回っていただいております。埼玉県景観審議会に受賞候補の案の選考を諮問しておりまして、こちらは平成22年度の場合は、審議会の一部のメンバーの方に入っていただいて、景観賞の審査委員会に諮問させていただきました。

賞の変遷なんですけれども、まず、昭和62年に景観賞を創設いたしまして、平成7年に奨励賞を追加して2部門となりました。平成14年にはみどりの特別賞を追加して3部門となっております。その後、平成16年に奨励賞を廃止、心に潤い特別賞を追加しております。平成17年には、賞の名称をすべて変更いたしまして、「たてももの・まちなみ部門」「みどり部門」「心にうるおい部門」の3部門といたしております。平成19年には「みどり部門」を廃止いたしまして、平成22年には「たてももの・まちなみ部門」に屋外広告物も対象に含めております。

賞の現状といたしましては、まず1つ目に、業界や県民の関心が薄れ応募数が減少してきている状況がございます。例えば、一番多いときですと平成9年の応募総数は560件ございましたが、平成19年には102件と、5分の1以下に減少してきております。

また、2つ目といたしまして、表彰制度の意義の薄れがございます。これまで24回の開催



を通して、本県では市町村での表彰制度も浸透し始めておりまして、県の表彰制度はその積極的な役割を終えているのではないかと思います。

これらを通しまして、改善の方向性として、景観の普及啓発のあり方を検討いたしました結果、景観賞は休止するということにいたしまして、平成20年度から取り組んでおります、先ほど持斎からも説明させていただきました広域景観形成プロジェクトの実施に重点を置いて、啓発事業としても充実させていこうと考えております。

このような形で、彩の国景観賞については、今年度は休止という形をとらせていただきたいと考えております。

私からは以上です。

○八代議長 ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明につきまして、審議等ございましたらお願いいたします。

○杉山委員 大変長い間やってこられて、本当にありがたかったと思います。

ちょっと意見を述べさせていただきますと、この大震災の後、なくなってしまった景観ということで、アーカイブ事業というのが防災のほうで立ち上がっておりまして、私どもでも、色という面でも、そんなにビジュアルは残っていないとしても、心に残る色の記憶データベースみたいなことの呼びかけを始めたかしているんですけども、イベント型ということだとか、マニュアルというのもありますけれども、実はこの前もほかの市の、埼玉県内の市での景観審議の中で、発掘調査をしてみたら、残っていると思っていた街道筋がほとんど全滅していたというふうな話も伺ったり、そういった意味で、埼玉県の誇れる景観といったものについての、これがいいよという後押しみたいなこと、アーカイブ化するというのとともに、何か推奨するというような意義といったものが、どちらかという、今後また景観をなくすという大きな事件、事故というか、天災がございました中でまた見直しが始まる時期かなんていうのは、本当に心のよりどころみたいなことが、そういった意味でいうと、また新たにという意味で休止なさるというのもお考えがあるかと思っておりますけれども、そういった意味で、新たにまた意味合いを考えていただいて、啓発というようなことを続けていかれるのも、何か方法を変えて、ただやはり埼玉県という少し大きなブロックで、新レベルだと非常に狭くなってしまうので、街道だとか川だとか、こういった動きというのは、県ぐらが一番いいサイズではないかなんていうふうに、国とはまた別々ですから、そんなふうに思うのが一つです。発信してほしいという意味も含めて、アーカイブ型発信と。

もう一つは、個人的なあれですけども非常に勉強になったと。景観委員をやったりする

ときに、実際に埼玉県という中で幅広い景観資源をお持ちだということ、正直言ってさほど、どうしても自分の歩くところ、仕事関係のところしかわからなかった面で、そしてほかの委員さんのお考えだとか視点などを身につけられたなという面で申しますと非常に勉強になったと。お世話になって、ありがたかったと思っております。そういったものが逆に、私もこの景観に入れていただいてから、実は景観の色彩計画という本も上梓させていただいたりとか、景観の見方というようなことが、バスなどで連れて行っていただいたりとかしたところ、非常に景観というのは机上の空論でやっていくというだけではいけないというのを本当につくづく思うことがありました。そんな意味で、こういう委員なんていうお役を仰せつかった場合なんかでも、私みたいな勉強不足な者でも何とかやってこられたという意義があったななんていうふうに思ったりしております。

それとごめんなさい、ちょっとあれですけれども、幾つかの市の方とお話しして、景観賞もらったよって非常に自慢にしております、昨年うちももらったよみたいなことで、早速市のパンフレットに入り込んだりとか、そういう意味でいうと、県の方のお考えよりは、もらった方々とか市のレベルの方々は非常に喜んでいう実態はある。全然今、薄れたよと書かれていますけれども、そういった意味では非常に喜んで、そういった広報にお使いになっているという実態もかなり、私がおつき合している市、自治体さんではほとんどがそうであったということをご報告しておきたいなと、こんなふうに思っております。

○八代議長 貴重な意見、ありがとうございました。

○中津原委員 ちょっと関連して、一つは、先ほどもお話がありましたように、それぞれ市町村でやり始めているということもありまして、市町村の景観賞と県の景観賞とダブったりなんかすることもあります。特に単体の建築物については、わざわざ県がやるよりも市町村でやったほうがいいと。しかも、その地域地域の事情がありますよね。ですから、知らない者が行って、見た目だけでいいな悪いなということもどうかなということもちょっとありまして、それよりも、本当に地域の方がきめ細かい景観資源としてやっていくというほうが適切かな。ですから、そういう動きがあるんだったら、県として単体の建築物を景観賞として選んでいくという意義はなくなってきているという、こういうことでいいかなとも思っています。

埼玉県の景観賞についても、もとは単体の建築物だったのが、だんだん少し広い、街並みとか風景とか、そういうところにも広げていっているの、そっちの面では広域的な景観、地域の景観というのは、市町村の枠も超えているいろいろなものというか、意義のあるものを

啓発していくというのは意義がまだあるんじゃないかと。それは、こちらの広域景観形成というふうにやっていくということなのではないかなというふうに思っています。

私ども、何となく仲間たちで言っておりますのは、土地の記憶を伝える風景とか、特に忘れてはならない景観、だから災害の記憶とか、そういうこともかかわってくると思うんですけども、そういう広域的な景観を少し拾い出して、県民の方にPRしていくといったようなことはこれからやっていったらおもしろいんじゃないかなと思ったりしているんです。ですから、景観賞を一たん廃止するというのはよろしいとしても、少し視点を変えて何かやっていくことがあるんじゃないかなと思っております。

○八代議長 貴重な意見ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

私のほうから、これはまた何らかの機会で見ることにはできるわけですよ。ホームページなり、第1回からこういうのが受賞しているとか、そういうのはまた……。

○大槻副課長 私どものほうで24回やらせていただきましたので、今まで表彰したという過去をなくすことにするわけではないので、ちゃんと最終的には、それがどういう形になるかはまだお約束できませんけれども、何かしらの形でちゃんとごらんになれるような形をとっていきたいとは考えております。

○八代議長 一つの例として、建築なんかでは受賞したものの25年後の再発見みたいな、長いスパンで、あのときやったけれども全然だめだったみたいなのが、そういうのも追跡して、またやっぱりよかったということで賞を贈っているというような事例もありますので、大変なご苦勞をされて選定してきたと思いますので、ぜひ次に伝えていただければと思います。

○高橋委員 景観賞がそのままやっていくことは、それでいいと思うんですけども、初期のころからやっていると、最初のころは物すごいブロンズの受賞のあれだったんですね。このくらいですかね。ブロンズで出まして、それをみんな建物の玄関に埋め込んだりして、一つの「ここを見て」みたいなことをやったりして、その後、だんだん予算が削られまして小さくなってきちゃったと。私どもの会も実行委員会に入っていたものですから、途中で変わりましたけれども、それによって造園だとか、そういった関係でそういう仕事もふえてきたというような経過をしていますよね。ただ、全体的に県で表彰されたというのと、市町村で自分のまちで表彰されたというのは、レベルがちよっとというような感じを受賞者は持つと思いますよね。

○中津原委員 県のほうが、価値があるということですか。

○高橋委員 およそ、もっと上を言えばBCSという、日本のレベルで似たような話ですけども、それによってグレードがうんと違いますので、その辺の感覚だと思うんですね。

あと、24年たっていると、初期のころの建物でも随分なくなってきた建物も出て来始めていますので、そういう記憶をとっておくのも大事なかなとは思いますがね。調査なんかやっている関係で、古い建物の保全関係なんか、今の現状でどんどん10年後にはなくなっていっちゃっている建物が非常に多いですね。私なんかも団体でも、今、地域貢献センターというのをつくって、いろいろな地域に補助を出しているんですけども、例えば行田の蔵づくりネットワークあたりにも私どもの会員がいますので、そういうところに多少助成を出して運動会をしたり、熊谷の周辺ですと女性の建築士たちが中心になって、交響楽という、古い余り目立たなかったような建物で交響楽って、音楽をやるような形だとかいろいろなことをやっていって、そこへ市民を集めて、それを重点的にぼっぼっやっていって、一つの建物の紹介にしようかというようなこともやっているんですけども、何かそういうことをやっていかないと、今のままだという、どんどんなくなっていってしまわないかという気があるので、何かそういうことでもできればなというのは考えてしまいますね。

○八代議長 ありがとうございます。

ほかに、せつかくですので、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○八代議長 それでは、以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたします。ご協力ありがとうございました。

○(司会)大槻副課長 どうもありがとうございました。

司会のほうに戻させていただきます、本日は、八代会長初め、委員の皆様には貴重なご意見をいただき、まことにありがとうございました。

それでは、本日の審議会を最後に任期満了となる委員の方々に、埼玉県都市整備部田園都市づくり課の井上課長より一言お礼を申し上げさせていただきます。

○井上課長 委員の皆様におかれましては、熱心なご審議、どうもありがとうございました。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

まず、本日の審議会を最後に、この6月末で退任される委員の方々が15名中6名いらっしゃいまして、本日3名の委員さんをご出席いただいております。八代会長、杉山委員、橋本委員、この3名の方でございます。1期2年お世話になった橋本委員、それから八代会長、杉山委員におかれましては2期4年ということで、埼玉県の景観行政にご指導、ご鞭撻

を賜りまして、ここに御礼を申し上げます。

この間、平成20年4月1日に埼玉県景観計画施行、21年度には公共事業景観形成指針を施行することができました。また、22年度においては、先ほど来言っておりますけれども、埼玉県初の景観重要建造物の指定、景観協定の認可、それと屋外広告物のほうの許可基準の改正につきましてはご審議をいただきましてこの10月から施行するという予定になっております。本日またお諮りいたしました景観計画の変更につきましては、何とか今年度中もしくは来年度早々の施行を目指して、またいろいろと都市計画審議会やこの景観審議会でもご審議いただいて、その施行を目指しているというところでございます。そうした中でこれからやっていくわけでございます。また一方、再任をお願いしております委員の方々には、今後も景観行政の推進に向けて引き続きよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

結びに、重ねて委員の皆様方には御礼を申し上げるとともに、今後とも本県の景観行政にご指導、ご支援と委員の皆様のご健康、ご多幸をご祈念いたしまして、お礼と閉会の言葉とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○(司会)大槻副課長 どうもありがとうございました。

これをもちまして、第37回埼玉県景観審議会を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

なお、この次第の3の報告事項からは公開になっておりますので、議題ではないので公開でございますので、資料5、6につきましては公開していただきまして大丈夫でございます。また、議題で話させていただきました埼玉県景観計画の変更につきましても、非公開ではございますが、公開できる日が決まりましたら、本日まで出席していただいた先生方にはメール等でご連絡させていただくようにいたしますので、ずっと口をつぐんでおいていただくということはないと思ひますので、何とぞよろしくお願ひします。

また最後に、まことに申しわけございませんが、参考資料、これだけはまだはっきり決まっていないエリアになっておりますので、これが、はっきり言ってしまうと非公開になっておりますので回収させていただきますので、机の上にお残しになっていただければというふうに思ひます。

今日は、本当に長時間にわたり、どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、本日退任なさる委員の方々がおられますので、3名の方に拍手を送りたいと思

いますので、どうも本当にありがとうございました。（拍手）

今後も何かにつけて、埼玉県を気にかけていただき、何かご意見をいただければありがたいと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。ほかの委員さんにおかれましても、いつ何どき言っていただいても構いません。何とぞ今後ともよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

午後 3時17分 閉会